

II PFI導入の手引き

1 導入の手順

県におけるPFI手法の導入については、原則として次の手順で進めます。

この手順は「総合評価一般競争入札」(注)を前提に、整理したものです。

(注) 総合評価一般競争入札：地方公共団体が、競争入札により契約を締結する場合、予定価格の範囲内で、価格だけでなくその他の条件(サービスマイク、環境への影響、安全性、耐久度等)も併せて、地方公共団体に最も有利な企画をもって入札に参加した者を落札者とする方式です(地方自治法施行令第167条の10の2)。

PFI事業においては、入札参加者がそのノウハウ、技術力等を駆使し、施設の設計、建設、運営及び維持管理について、包括的に提案を行うこととなるため、その選定に当たっては、この方式により落札者を決定することが望ましい。

(注) 「PFI法」第7条第1項(Ⅲ 参考資料)2㉔、「基本方針」の2の1(2),(3)(Ⅲ 参考資料)9㉔、「プロセスに関するガイドライン」の4-1(10)①、②(Ⅲ 参考資料)20㉔)及び「地方公共団体におけるPFI事業について」(自治事務次官通知、以下「自治事務次官通知」という。)の第5の1(Ⅲ 参考資料)45㉔を参照。

PFI事業の導入手順フロー

ステップ	概要	要
<p>1 事業実施の検討</p> <p style="text-align: center;">事業の発案</p> <p>必要に応じてPFI担当に相談</p>	<p>○ 県事業所管部局又は民間からの発案</p> <p>○ PFI担当＝財産管理室 事業の発案段階からの協議 ⇒ 予算要求</p>	
<p>2 導入可能性の調査</p> <p style="text-align: center;">アドバイザーの選定</p> <p style="text-align: center;">PFI導入可能性調査の実施</p>	<p>○ アドバイザーの必要性、業務、選定の留意点</p> <p>○ 事業内容の検討, VFMの検証, 市場調査の実施, 総合的評価</p>	
<p>3 特定事業の選定</p> <p style="text-align: center;">審査会の設置・開催</p> <p style="text-align: center;">実施方針の策定・公表</p> <p style="text-align: center;">説明会の開催</p>	<p>○ 個別事業毎に設置, 学識経験者2名以上の参加(総合評価一般競争入札の場合)</p> <p>○ 特定事業の選定, 民間事業者の募集・選定, 事業の適正かつ確実な実施, 公共施設等の立地・規模・配置, 事業計画・契約に疑義が生じた場合の措置等</p> <p>○ 民間事業者等に対する説明会の開催</p>	

<p>質問回答</p> <p>↓</p> <p>意見招請</p> <p>↓</p> <p>特定事業の評価・選定・公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施方針に対する民間事業者等からの質問に対する回答・公表 ○ 事業に対する民間事業者等からの意見の聴取 ○ VFM評価の実施，VFM評価の結果及び特定事業の選定結果の公表
<p>4 事業者の選定</p> <p>審査会（第2回）の開催</p> <p>↓</p> <p>入札公告・民間事業者等への説明等の実施</p> <p>↓</p> <p>入札</p> <p>↓</p> <p>審査会（第3回）の開催</p> <p>↓</p> <p>事業者の選定・公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合評価一般競争入札の導入 ○ 落札者決定基準，要求水準書，条件規定書，入札説明書，入札手順の決定 ○ 入札公告（落札者決定基準等） ○ 民間事業者等への説明・質問・回答・公表 ○ 事業者からの提案書の審査 ○ 総合評価点の算出 ⇒ 落札者の選定 ○ 落札者との契約交渉 ⇒ 事業者の選定・公表
<p>5 契約の締結</p> <p>仮契約の締結</p> <p>↓</p> <p>議会の議決</p> <p>↓</p> <p>契約の締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選定事業者との仮契約の締結（契約金額が5億円以上の事業のみ） ○ 債務負担行為及び契約の締結（契約金額が5億円以上の事業のみ）について，議会の議決 ○ 選定事業者との契約の締結～具体的かつ明確な取り決め
<p>6 事業の実施</p> <p>事業の実施 監視</p> <p>↓</p> <p>事業の終了</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約に従った事業の実施 ○ 監視（モニタリング）～公共サービスの水準の確保等 ○ サービスの対価の支払い ○ 契約で定めた措置の実施 土地等の明渡し等

2 事業実施の検討

(1) 事業の発案 関係部局等との協議等

P F I 事業においても、他の事業と同様に、各事業所管部局において、まず公共サービスとしての必要性や緊急性等を勘案し、当該事業を実施するかどうかの検討を行います。次に、実施するとの方針を決めた事業について、効率的かつ効果的な事業を実施するという観点から、その事業に適した実施方法を検討します。

事業の実施方法としては、県の直営等による従来方式による他、P F I を含めて様々な民間活力等の手法が想定されます。

財政当局と十分調整しながら、その事業を実施すること自体について、検討する必要があります。

また、事業担当部局において、P F I の手法を用いて事業を実施することを検討している場合、必要に応じてP F I 担当に相談等を行うとともに、導入可能性調査に入ることとなったものについては、P F I 担当へ情報提供してください。

なお、P F I においては、当初の検討段階から民間事業者との契約までの間は、一時的に事業担当部局の事務量が増加することから、必要に応じて組織体制の強化も人事当局へ要求する必要があります。

P F I 担当は、この過程で得られた全庁のP F I の推進に資すると認められる事項については、適宜、各部へ情報提供し、全庁的なノウハウとして蓄積するとともに、他のP F I 事業の実施の中で生かすこととします。

なお、事業担当部局は、P F I の手法を用いて事業を実施するか否かについては、次の「対象事業の考え方」及び「予算要求前の検討項目」を参考に検討を行います。

「対象事業の考え方」

- 設計段階から民間事業者が自らのノウハウを活用して、創意工夫できる範囲が広いもの（庁舎、公営住宅、教育文化施設など）
- 民間事業者にとって、採算性やリスク管理等の面で、事業規模が適切なもの
- 総事業費に占める運営、維持管理の比重が大きいもの（廃棄物処理施設など）
- アウトプット（事業の成果）が明確に測定でき、客観的評価が可能なもの（鉄道、水道など）
- 長期にわたり安定した需要が見込め、事業計画が立てやすいもの（多くの民間事業者の参加が見込めるもの）
- 事業者から提供されるサービスが破壊しても、代替が可能なもの
- P F I の適用により補助金の有無が左右されないこと

「予算要求前の検討項目」

- P F I で民間が事業を実施する上での規制、支援制度
 - ・ 規制の確認、緩和の検討、緩和の提案を検討～当該事業に関係する地方自治法等の法律、政令、県の条例・規則等
 - ・ 支援制度・可能性の確認～補助、融資、税制

- P F I の事業形態と実施スキーム、効果の確認
- ・可能な限り民間に委ねるといふ考え方に基づく、県と民間事業者の役割分担、所有形態等の整理、従来方式と P F I のコスト比較・サービス水準の比較（概算）等
- 類似の先進事例の調査 等

(2) 民間事業者からの発案の取り扱い

「P F I 法」第 4 条において、民間事業者からの発案による事業も想定されています。

ついでに、次のような考え方の下に、実施することが適当と認められる事業については、積極的に取り上げて行きます。

- 事業担当部局において事業計画として検討できるレベルの民間事業者からの発案を検討することとし、単なる思いつきのレベルのものについては、取り上げません。
- 上記のレベルの発案の窓口は、当面、P F I 担当が担当します。
なお、発案を受けての具体的な検討は、事業担当部局において行います。
- 事業担当部局における具体的な検討は、県の事業計画との整合性、公共事業としての妥当性・必要性・優先度及び上記の「対象事業の考え方」の視点から検討した上、P F I 事業として本格的に実施を検討するか否かを決定します。
- 検討の結果、事業実施が適当と認めるときは、事業担当部局から発案した場合と同様の手続を進めます。
- 相当の期間内に実施方針の策定までに至らなかった場合には、その判断の結果及び理由を発案者に速やかに通知するとともに、当該発案者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響を留意した上で、これらの事業案の概要、県の判断の結果及び理由の概要を適切な時期に公表します。

(注) 「P F I 法」第 4 条第 2 項第 1 号 (Ⅲ 参考資料 1 号)、「基本方針」の一の 4 (Ⅲ 参考資料 1 号)及び「プロセスに関するガイドライン」の 1-1(7)、1-2 (Ⅲ 参考資料 16～17号)を参照。

3 導入可能性の調査

(1) アドバイザーの選定

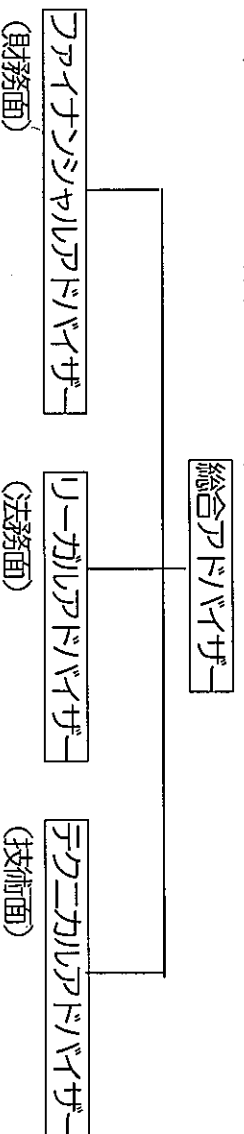
ア アドバイザーの必要性

PFIにより事業を実施するには、従来の手法に比べ、財務面、法務面、技術面において、より専門的な知識やノウハウが要求されます。

このため、専門的知識を有するもの的確なアドバイスを受けながら、事業を進める必要があります。

また、通常アドバイザーは複数の業者とする場合が多いと考えられるため、それらの業者間の調整や事業全体のマネジメントを行う総合アドバイザーの選定を行うことが望ましいと考えられます。

(アドバイザー体制のイメージ)



イ アドバイザーの役割

アドバイザーは、導入可能性の検討から選定した事業者との契約締結の段階までの間、次の業務を行います。

- 事業スキームの検討 (事業の範囲、事業類型、事業方式、財産管理、資金調達等)
- VFMの検討・評価
- 市場調査の実施
- 実施方針の作成・支援
- 審査会の運営支援
- 特定事業の選定書類、募集要項、募集者選考・審査基準、質疑への回答、入札関係書類の作成・支援
- 応札者の適格性の評価、入札提案書の整理・評価の支援
- 契約条件の整理、契約書案の作成、契約交渉 等

ウ アドバイザーの選定

財政当局へのアドバイザー契約関係経費の予算要求・査定等の手続を経て、アドバイザーの選定を行います。

選定に当たっては、競争性を確保する必要があり、その包括的な委託内容に鑑み、プロポーザル方式などにより行うこととします。

なお、当然、アドバイザーは、当該事業に参画しようとする民間事業者のアドバイザーになることは利益相反の観点から認められず、アドバイザーの関係企業等が当該事業に参画す

る場合には、秘密保持及び公平さの確保に特に留意する必要があります。

(注) 「プロセスに関するガイドライン」の1-1(6) (Ⅲ 参考資料 16ページ) を参照。

(2) PFI導入可能性調査の実施

PFI事業を実施するに当たっては、事前にVFMを検証することにより、財政負担の軽減や公共サービス水準の向上が図られることを確認し、市場調査等の実施により民間の参入意欲等を把握しておく必要があります。

このため、事業担当部局においては、アドバイザーへ委託し、次の手順により導入可能性調査を実施し、その結果により導入の可否を判断します。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1 事業内容 (前提条件) の整理 | (1) 公共サービス水準の検討 |
| | (2) 支援措置や制度上の課題等の検討 |
| | (3) スキーム (事業形態・方式) の検討 |
| | (4) 施設等の概要の作成 等 |

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 2 VFMの検証 | (1) 従来手法によるコスト (PSC) の算出 |
| | (2) PFI事業の採算シミュレーション (事業性の評価 (注)) |
| | (3) 民間事業者への移転リスク (注) の評価 |
| | (4) 現在価値換算 (注) 後の県負担額の比較 |
| | (5) 公共サービス水準の定性的比較 (注) |

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 3 市場調査の実施 | (1) 事業概要書の作成 |
| | (2) 民間の意向の把握 (ヒアリング, アンケートの実施等) |
| | (3) 調査結果に基づく事業スキーム, VFMの再検討 |

- | | |
|---------|---------------------|
| 4 総合的評価 | (1) 実施方針案, 募集要項案の作成 |
|---------|---------------------|

(注) 「事業性の評価」：民間の参加意欲を確保するための事業の収益率の算定

(注) 「移転リスク」：従来手法では、県が担ってきたリスクの一部を民間事業者へ転移することにより軽減できる財政負担の額を出来るだけ合理的に算出し、PFIにより県が負担するコストから差し引きます (リスクの詳細等については、下記 (3) を参照)。

(注) 「現在価値換算」：貨幣価値が期間とともに低下するということを前提に、将来の支出や収入を現在の貨幣価値に換算すること。具体的には、事業の収支計画 (キャッシュ・フロー) に基づき、年毎毎に適切な金利で割り引いて、将来の収支を現在の収支に換算します。

(注) 「定性的比較」：公共サービス水準を評価する際に金額で表すことが出来ない場合には、客観性を確保し、定性的な評価を行った上で、従来型手法による場合とPFIによる場合との比較を行い、判断材料とします。

(注) 「基本方針」の3(1), (2), (3) (Ⅲ 参考資料 8～9ページ), 「プロセスに関するガイドライン」の3-1(1), (2),

(3) (Ⅲ 参考資料 18ページ) 及び「VFMに関するガイドライン」(Ⅲ 参考資料 35ページ) を参照。

(3) 想定されるリスクと留意点等

「リスク分担等に関するガイドライン」で記載されている各段階において想定されるリスクと留意点等の主なものは、次のとおりです。

段階	リスクの種類及び留意点	リスク分担等に関するガイドラインの該当箇所
調査・設計	民間事業者の募集及び選定の過程での現場説明等を十分行い、設計等費用や工事費用が約定金額を超過するリスクを軽減する。選定事業者への調査の成果物の瑕疵の修補、損害賠償の請求期間、瑕疵の修補に要する期間に応じた後段階の措置を契約で定める。	二1(1) (Ⅲ参考資料26㉔)
	県の権利義務を契約に明確に規定し、県の関与の選定事業に与える影響の程度に応じた、県のリスク分担を検討する。	二1(2) (Ⅲ参考資料26㉔)
用地確保	環境影響評価に係る手続等を県と選定事業者のいずれかが行うか、その遅延、公共施設等の内容の変更に係る措置を契約で定める。	二1(3) (Ⅲ参考資料27㉔)
	事業用地等の確保について、県と選定事業者のいずれが責任をもって行うか、その遅延、事業用地等の変更に係る各段階での措置を契約で定める。	二2 (Ⅲ参考資料27㉔)
建設	選定事業者への公共施設等の瑕疵の修補、損害賠償の請求期間、瑕疵の修補に要する期間に応じた措置を契約で定める。	二3(1) (Ⅲ参考資料27㉔)
	運営開始の遅延に係る措置を契約で定める。	二4(1) (Ⅲ参考資料28㉔)
維持管理・運営	公共サービスの利用度の当初の想定との相違が生じた場合に適切なリスク分担がなされるよう契約で定める。	二4(2) (Ⅲ参考資料29㉔)
	維持管理・運営の中断に係る分担を含む措置について契約で定める。	二4(3) (Ⅲ参考資料29㉔)
	施設の損傷に係る分担のあり方について契約で定める。	二4(4) (Ⅲ参考資料29～30㉔)
	事故に係る分担のあり方について契約で定める。	二4(5) (Ⅲ参考資料30㉔)
	技術革新に係る分担を含む措置について契約で定める。	二4(6) (Ⅲ参考資料30㉔)
	公共施設等の修繕等に関連して第三者に及ぼす損害、修繕部分等の瑕疵の取扱いについて契約で定める。	二4(7) (Ⅲ参考資料30㉔)
	その他維持管理・運営費用が約定金額を上回る場合における分担のあり方について契約で定める。公共サービスの開始後、環境影響評価において予測された環境への影響等と異なる事実等が発生し、公共施設等の修補が必要となった場合、その分担のあり方について契約で定める。	二4(8) (Ⅲ参考資料31㉔)
	事業終了	契約において、事業終了時の一定期間前における修繕費用、撤去・原状回復費用の確保手続について、取り決める。
事業終了段階で、公共施設等の撤去、原状回復を選定事業者の業務とする場合には、選定事業者の債務として、契約に定める。 著作権法に規定する著作権者の権利の取扱いを契約で定め、選定事業者と著作権者との間で、別途合意しておく。		二6(1) (Ⅲ参考資料31～32㉔)
共通	天災等の不可抗力による追加支出の分担のあり方、事業期間の延長、天災等の内容の基準、負担対象範囲、保険等（保険証券等の提示を選定事業者に求めることができるよう規定）によるてん補の取扱い、果積損害の取扱い、損害の通知・確認等の手続について、契約で取り決める。	二6(2) (Ⅲ参考資料32㉔)
	物価変動、金利変動、為替変動、税制変更等による影響の分担のあり方について、契約で取り決める。指標とする物価水準、金利、為替レート等を契約で定める。	二6(3) (Ⅲ参考資料33㉔)
	施設等の設置基準、管理基準の変更等関係法令の変更等による各段階における県と選定事業者のとるべき措置を契約で取り決める。	二6(4) (Ⅲ参考資料33㉔)

4 特定事業の選定

(1) 審査会の設置・開催

導入可能性調査の結果、P F I によることが適当と判断した場合、次の特定事業の選定 (注)の段階に進みます。

(注) [特定事業の選定]：県としてP F I 事業として実施することを決定すること。

〔P F I 法〕第6条 (Ⅲ 参考資料) 233)、〔基本方針〕の一の3 (Ⅲ 参考資料) 8～933)、六の3(1) (Ⅲ 参考資料) 1333) 及び「プロセスに関するガイドライン」の3-1, 3-2, 3-3 (Ⅲ 参考資料) 18～1933) を参照。

事業担当部局は、個別事業毎に「審査会」を設置し、県が実施するP F I 事業における事業者を、競争性、公正性、透明性を確保して、選考します。

審査会は、次の事項について所掌し、「実施方針の策定」から「入札実施」、「落札者選定」などの際、必要に応じて開催します。

(審査会の所掌)

- 実施方針や募集要項の検討
- 事業者の選定方法の検討
- 仕様書案及び契約書案の検討
- 落札者決定基準の検討・策定
- 提案書の審査・評価

実施方針の策定段階においては、事業者の選定に係る入札方法や実施方針案、要求水準書案、落札者決定基準書案等についての意見を聴取します。

また、総合評価一般競争入札により、事業者を選考する場合には、学識経験者2名以上の意見聴取が必要ですので、あらかじめ審査会の構成員に加え、(地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び同法施行規則第12条の3第2項を参照)。

(2) 実施方針の策定・公表

実施方針は、県がP F I 事業の内容や募集方針などについて、出来るだけ具体的に公表し、事業を進める意思表示を行うもので、民間事業者がP F I 事業に参加するか否を最初に決定するための情報となります。

このため、実施方針の策定に当たっては、事業担当部局は、事前に財政当局と協議の上、審査会に諮って決定します。

実施方針は、以下のような内容について出来るだけ具体的に記載し公表しますが、事業内容の検討の進行等に伴い、順次詳細にし補充することも出来ます。この場合には、変更した実施方針を速やかに公表します。

(実施方針の記載内容)

項 目	内 容
1 特定事業の選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名, 事業内容, 事業者が行う業務範囲, 事業方式 ・ 事業期間, 事業スケジュール, 事業終了時の措置 ・ 根拠法令, 規則, 許認可事項等 ・ 事業の選定方法, 選定基準
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集方法, 募集スケジュール ・ 参加資格要件, 提出書類, 審査・選定の考え方
3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的考え方 ・ 予想されるリスクと責任分担の案 ・ 事業実施状況の確認及びモニタリング (監視) の方法
4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地条件 (敷地面積, 用途地域・地区) ・ 土地の取得等 ・ 設計要件 (建物・外構等計画)
5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両者の誠意ある協議 ・ 紛争の際の地方裁判所
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者間の措置, 金融機関との協議 ・ 契約解除, 介入, 事業引継等の方法
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の法的立場, 税制上の措置 ・ 国, 県, 公的金融機関などの補助等の支援制度
8 その他PFI事業の実施に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問事項受付窓口, 情報開示の方法, 知的所有権の配慮等

(注) 「PFI法」第5条(Ⅲ 参考資料 2号)、「基本方針」の一の2(Ⅲ 参考資料 8号)、四の2(Ⅲ 参考資料 12号)、「プロセスに関するガイドライン」のI-1(3)(Ⅲ 参考資料 16号)、2-1(Ⅲ 参考資料 17号)及び2-2(1)、(4)(Ⅲ 参考資料 17～18号)を参照。

(3) 説明会の開催 質問回答, 意見招請

事業担当部局は、実施方針について、広く速やかに周知するため、インターネットなどの広報媒体を利用するほか、民間事業者等に対する説明会を開催します。

また、次のとおり実施方針に対する民間事業者等からの質問受付・回答及び意見招請を行います。

(質問受付・回答)

公表から質問受付及び質問受付から締切までの期間は、それぞれ最低2週間は確保するものとし、民間事業者等及び県の双方が十分検討を行えるよう配慮します。

また、回答は、公平性、透明性を確保するため、全て書面にて行い、その内容は、民間事業者等独自のノウハウに関する事項等を除き、原則として全ての民間事業者等に公開します。

(意見招請)

質問への回答後、十分な期間を置いて、公示を行い、民間事業者等から事業に対する意

見招請を行います。民間事業者等からの意見を受け、実施方針の見直しを検討し、事前に財政当局と協議の上、変更した実施方針を速やかに公表します。

(4) 特定事業の評価・選定・公表

特定事業の選定とは、実施方針を策定、公表した事業について、PFI事業として実施することを原として決定することをいいます。

この決定に当たっては、当該事業をPFI事業として実施することにより、公共施設等の設計、建設、管理及び維持管理が効率的かつ効果的に実施できるかどうか（VFM評価）が、判断基準となります。

この際のVFM評価は、先の導入可能性調査により実施したVFMに、その後の意見招請等により変更した内容を加味して行います。

また、この特定事業の選定結果は、事前に財政当局と協議の上、その判断基準となったVFM評価と併せて速やかに公表します。

（VFM評価のフロー）



PFIに関する契約は、複数年におたる契約となるため、予算で債務負担行為を定める必要があり、議会の議決が必要となります。

5 事業者の選定

(1) 審査会（第2回）の開催

特定事業の選定に続いて、事業を実施する事業者を選定するための公募、評価を行います。入札の実施に当たり、審査会を開催し、「落札者決定基準」、「要求水準書（仕様書）」、「条件規定書」及び「入札説明書」の内容を確定し、入札手順を決定します。

なお、事業者の公募、評価に当たっては、現行法制度を遵守するほか、次の事項に留意する必要があります。

（事業者選定の考え方）

- 「公平性の原則」及び「透明性の原則」に基づき、競争性を担保し、手続の透明性を確保しつつ、公募、評価を行うこと
- 性能発注を基本とすること（県は、施設等の基本的な性能要件を提示するにともな、民間事業者等は、その要件を満たすような設計を行う。出来るだけ民間事業者等の創意工夫が発揮出来るよう配慮する。）
- 民間事業者等の提案準備期間や契約締結に要する期間等を十分確保すること
- 応募する民間事業者等の負担軽減に配慮すること

入札方式については、「PFI法」第7条第1項で公募等により行い、一般競争入札によることが、原則とされています。

また、PFIの契約においては、価格のみならず、維持管理及び運営の水準、PFI事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘察する必要があります。とに鑑み、総合評価一般競争入札の活用を図ることとされています。

なお、競争入札に適さないもの等については、随意契約によることも可能ですが、その場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当することが必要であり、参考資料7の「自治事務次官通知」にも留意する必要があります。

また、プロポーザル方式等により事業者を選定することも出来ませんが、その場合にも、この指針で示している考え方や手順を踏まえ、公平性、透明性、客観性等の確保に努めることが必要です。

(注) 「PFI法」第7条第1項(Ⅲ 参考資料25)、[基本方針]の二の1(Ⅲ 参考資料9～105)、六の3(7)(Ⅲ 参考資料135)、「プロセスに関するガイドライン」の4-1～4-3(Ⅲ 参考資料19～215)及び「自治事務次官通知」第5(Ⅲ 参考資料45～465)を参照。

(2) 入札公告、民間事業者等への説明等の実施

総合評価一般競争入札に当たっては、地方自治法施行令第167条の10の2第5項により、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所、日時等入札に必要な事項等について公告するとともに、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札の落札者決定基準について公告する必要があります。

なお、入札に参加するものには、入札説明書、要求水準書（仕様書）及び条件規定書を配布します。

また、民間事業者等に対する説明会を開催し、公告した内容に対する疑問点を解消するため、次のとおり、民間事業者等からの質問を受け付け、回答を行います。

(質問受付・回答)

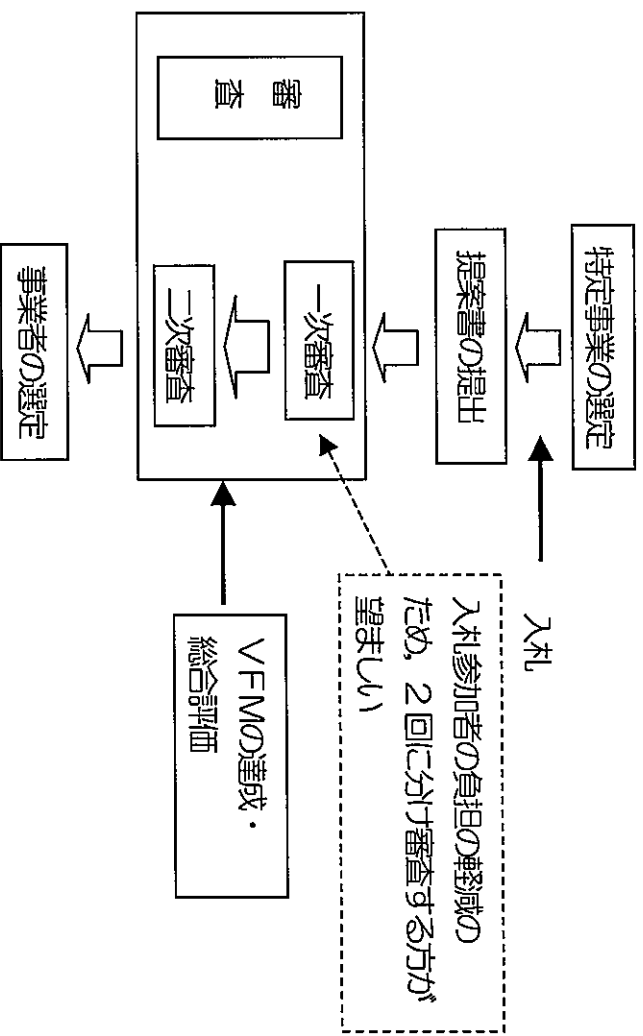
公告から質問受付及び質問受付から締切までの期間は、それぞれ最低2週間は確保するものとし、民間事業者等及び県の双方が十分検討を行えるよう配慮します。

また、回答は、公平性、透明性を確保するため、全て書面にて行い、その内容は、民間事業者等独自のノウハウに関する事項等を除き、原則として全ての民間事業者等に公開します。

(3) 入札

入札に当たっては、次の手順によって行い、入札参加者から入札書及び提案書を受け付けます。

(総合評価一般競争入札の手順)



(4) 審査会 (第3回) の開催、事業者の選定・公表

審査会を開催し、事業者からの提案書を審査します。

審査会では、特に透明性、公平性を確保し、入札公告又は募集公告の公表時に提示した落札者決定基準に従って、「評価得点」及び入札書に記載された「入札金額」から総合評価点を算出し、県にとって最も有利な提案又は最も優秀な提案をした者を落札者として決定し、速やかに公表します。

6 契約の締結

(1) 仮契約の締結、議会の議決

契約金額の内、維持管理、運営等に関する金額を除いた施設等の買入れ又は借入れに要する経費が5億円以上となる事業については、選定された特定事業者との契約の前仮契約を締結し、契約議案を議会に提出し、その議決を得る必要があります。

(注) 「PFI法」第9条(Ⅲ 参考資料)2㉔)、[民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令](Ⅲ 参考資料)6㉔)及び「自治事務次官通知」第1の3(Ⅲ 参考資料)43～44㉔)を参照。

(2) 契約の締結

選定事業者と選定事業に係る契約を締結します。

契約は、契約の当事者間の権利義務関係を取り決めるものであるため、出来る限りあいまいさを避け、記載内容を具体的かつ明確に取り決める必要があります。

また、契約は、公開します(民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ契約で合意の上、これを除く)。

なお、契約の相手方が、いわゆる第三セクター(第三セクターの出資又は拠出する法人を含む)の場合には、具体的かつ明確な責任分担の内容を、利害関係者に対し明らかにし、透明性を保持するよう特段の配慮をする必要があります。

(契約書の内容項目例)

- 契約期間
- サービスの開始・遅延に関する判定方法、原因別損害賠償等
- サービス内容及び判定方法
- 施設の維持管理の基準
- 対価の計算方法
- 違反した際の措置
- サービス内容の変更方法
- 将来の状況変化とその対応
- 事業期間満了による事業終了時の措置
- 事業の途中終了(事由、精算方法)及び事業継続困難時の措置
- 紛争解決方法
- 契約の解除条件及び措置
- 行政側の介入権
- リスク分担
- その他広島県契約規則に定める事項

(注) 「PFI法」第10条(Ⅲ 参考資料)2㉔)、[基本方針]の三の2～4(Ⅲ 参考資料)10～11㉔)、[プロセスに関するガイドライン]の5-1～5-4(Ⅲ 参考資料)21～23㉔)及び「契約に関するガイドライン」を参照。

7 事業の実施

(1) 事業の実施 監視 (モニタリング)

選定事業は、選定事業者との契約に基づき実施されます。

また、県（事業担当部局）は契約に基づき、選定事業者により提供される公共サービス（設計、建設、運営及び維持管理）の水準の監視や事業の実施状況・財務状況報告の提出等により、事業の監視（モニタリング）を行い、公共サービス提供の対価を支払います。

(2) 事業の終了

契約に基づき事業が終了し、土地等の明渡し等、あらかじめ契約に定められた資産の処分等を適切に実施します。

(注) 「PFI法」第10条第1項(Ⅲ 参考資料 23)、[基本方針]の三の2(3)、(5) (Ⅲ 参考資料 10～11 3)、[プロセスに関するガイドライン]の6～7 (Ⅲ 参考資料 23～24 3) 及び「モニタリングに関するガイドライン」を参照。

8 その他の留意事項

(1) 地方財政措置

地方公共団体がPFI事業を実施した際の財政措置については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（自治省財政局長通知。以下「自治省財政局長通知」という。「Ⅲ 参考資料」49ページ）に定められていますが、その主な点は次のとおりです。

ア 資金手当のための地方債

地方公共団体が「PFI法」に基づき、PFI事業を実施するに当たり、当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転するもの又はPFI契約が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであり、当該施設整備費の全部又は一部を地方公共団体が支出する場合、必要に応じて資金手当のための地方債措置が講じられます。

その施設に国庫補助負担制度がある場合には、直営事業と同等の地方債措置が講じられます。

また、地方単独事業として実施する場合には、直営事業の場合に財政措置がある施設については、当該措置の内容に準じて、無い施設についても、一定の範囲で地方交付税措置が講じられます。

(注) 「自治省財政局長通知」の第1の2(1)、(3)（Ⅲ 参考資料 50～51ページ）及び「自治事務次官通知」第3

（Ⅲ 参考資料 44ページ）を参照。

イ PFI事業者に貸与するための土地取得に要する経費

「PFI法」第12条第2項（Ⅲ 参考資料 3ページ）の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が実施方針を定め、「PFI法」に基づいて実施するPFI事業の選定事業者に貸し付ける目的で用地を取得する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置が行われます。

(注) 「基本方針」の六の1(1)（Ⅲ 参考資料 13ページ）及び「自治省財政局長通知」の第1の2(4)（Ⅲ 参考資料 51ページ）を参照。

(2) PFI事業における債務負担行為の位置付けと起債制限比率

地方公共団体が実施するPFI事業における債務負担行為の位置付けと起債制限比率については、「自治事務次官通知」（Ⅲ 参考資料 43ページ）に定められていますが、その主な点は次のとおりです。

「PFI法」に基づいて公共施設等の整備を行うために設定される債務負担行為は、効率性かつ効果的な公共施設等の整備を行うために設定されるものであり、「もっぱら財源調達の手段として設定する債務負担行為」（昭和47年9月30日自治導第139号）には該当しないと解されます。

しかし、この場合においても、財政の健全性を確保するため、PFI事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものを起債制限比率の計算の対象とします。

(注) 「自治事務次官通知」の第2 (Ⅲ 参考資料 44号) , 「基本方針」の六の3(6) (Ⅲ 参考資料 13号) 及び「PFI法」第11条 (Ⅲ 参考資料 3号) を参照

(3) WTO政府調達協定とPFI事業契約

PFI事業契約は、公共施設等の建設だけでなく、運営及び維持管理も対象とするものとなるため、「WTO政府調達協定」 (注) の対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となる可能性が高くなります。

こうした混合的な契約については、主目的である調達に着目して、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされています。

主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格 (主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む。) が適用基準額以上となる場合には、特例政令 (「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」 (平成7年(1995)年政令第372号)) の適用を受けることとされている点に留意する必要があります。

(注) 「WTO政府調達協定」：平成6(1994)年4月15日にマラケシュで署名された政府調達に関する協定。国だけではなく、都道府県等が行う一定額以上の全ての物品と建設工事や設計・コンサルティング業務などの一定のサービスの調達について適用される。(※政府調達協定の適用対象基準額については、外務省ホームページ等を参照)

(注) 「プロセスに関するガイドライン」の4-1(10)⑥ (Ⅲ 参考資料 20～21号) 及び「自治事務次官通知」の5の3 (Ⅲ 参考資料 45号) を参照。

(4) 「公の施設」とPFI

ア 「公の施設」とは

「公の施設」とは、地方自治法第244条において、「住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設」と定義されています。

イ 「指定管理者」制度の導入

従来は、「公の施設」については、地方自治法第244条の2第3項に規定により、管理受託者の要件 (注) を満たすことが必要だったため、PFI事業者は管理受託者とは認められませんでした。

(注) 「公の施設」の管理受託者の要件：普通地方公共団体は、「公の施設」の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる (地方自治法第244条の2第3項)。

ただし、PFI事業者に対しても、次の業務を包括的に行うことは可能とされていました。

(包括的に行わせることが出来る業務)

○ 事実上の業務

・施設の維持補修等のメンテナンス、警備、施設の清掃、植栽の管理等

○ 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保したうえで、管理や処分の方法について、あらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる定例的行為

・入場券の確認、利用申込書の受理、利用許可書の交付

○ 地方自治法第 243 条及び同法施行令第 158 条に規定される「私人の公金取扱い」に基づく使用料等の収入の徴収

○ 当該施設運営に係るソフト面の企画

しかし、平成 15 年 9 月の地方自治法の改正により、これまで管理委託が認められていた出資法人等以外の民間事業者も含めて、地方公共団体が指定する者（以下、「指定管理者」という。）に対する管理委託も可能となりました。具体的には、次のような内容となります。

- ① 指定管理者を条例により定める。（条例の内容としては、指定の手続、業務の具体的な範囲、管理の基準等が含まれます。）
- ② 個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定めて指定する。
- ③ 利用料金制も可能とする。
- ④ 指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を提出し、当該地方公共団体のチェックを受ける。

⑤ 地方公共団体の長は、指定管理者に対して、必要な指示を行うことができる。

⑥ 処分に該当する個々の利用関係の設定に関する不服申立ては、地方公共団体の長に対する審査請求として整理する。

また、これまでの管理委託制度との大きな違いとして、これまで「管理受託者」には委託できなかった、例えば、市民会館の利用承認など処分に該当する使用許可等についても、この「指定管理者」は、行うことができるようになりました。

ただし、PFI 事業者に対して PFI 事業により整備しようとしている公の施設の管理を包括的に行わせる場合が該当しますので、包括的な委任ではない場合は、これまでと同様の取扱いとなります。

(注) 「自治事務次官通知」の第 6 の 4 (III 参考資料 46 号) を参照。

(5) 地元企業の取組の必要性

PFI 事業は、従来、公共が実施してきた分野に民間事業者の参入を求めるものであり、地元企業も、新たな事業機会として捉え、コンソーシアムに積極的に参加し、ノウハウを蓄積するなど、積極的な取組を行う必要があります。